

④ 所得税における外貨建取引の円換算

Q : 所得税における外貨建取引の円換算が明らかになったそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

所得税における外貨建取引の円換算については、これまで、法人税に準じて取り扱われてきましたが、このたび、規定が設けられ、次のようにされました。

ただ、内容的には、これまでと変わったところはありません。

外貨建取引の換算の規定に基づく円換算は、その取引を計上すべき日(取引日)における電信売相場と電信買相場の仲値によることとする。

ただし、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務にかかるこれらの所得の金額の計算においては、継続適用を前提として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の経費(原価及び損失を含む)又は負債については取引日の電信売相場によることができる。

① 原則

取引日の電信売相場と電信買相場の仲値

② 例外(継続適用が前提)

- ・ 売上その他の収入又は資産取引
取引日の電信買相場
- ・ 仕入その他の経費(原価及び損失を含む)又は負債取引
取引日の電信売相場

